文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年1月26日(水)

午前9時56分開会,午前11時50分閉会

場 所 第1委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
- (1) 教育委員会関係
- (2) 保健福祉部関係
- (3) こども未来部関係
- (4) その他
- 4 閉 会

出席委員(7名)

委員長 下村 壽郎

副委員長 奥谷 崇

委 員 田子 優奈

委 員 目黒 英一

委 員 矢口 勝雄

委 員 鈴木 一彦

委員 福田 一夫

欠席委員(1名)

委員 塚原 圭二

説明のため出席した者(12名)

教育長 入野 浩美

教育部長 望月 亮一

生涯学習課長 佐賀 憲一

図書館長 武藤 知子

文化振興課長 中澤 達也

スポーツ振興課 大橋 博 指導課長 長谷川 清美 保健福祉部長 塚本 哲生 社会福祉課長 福原 守 健康増進課長 水田 和広 こども未来部長 加藤 史子 こども政策課長 菊田 宏巳

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者(なし)

○下村委員長 おはようございます。また改めまして今年もどうぞよろしくお願いします。ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。審議の順序ですけれども、教育委員会が最初で、次に保健福祉部、最後にこども未来部ということで順次審査をしていきたいと思います。それでは、まず教育委員会から行いたいと思います。資料は、文教厚生委員会、令和4年、1月26日開催、教育委員会をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず、土浦市成人式感染症対策事業、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について、執行部より説明願います。

〇佐賀生涯学習課長 サイドブックス資料①をお願いいたします。土浦市成人式感染症対策事業,新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について御説明いたします。1月9日に開催しました令和4年土浦市成人式におきましては,委員長をはじめ委員の皆さまに御出席をいただき,あらためて感謝申し上げます。今回の補正の理由につきましては,成人式当日,体調不良等をうったえた方のために購入した抗原検査キット200個について,新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金の充当が見込まれることから,財源更生を行うものです。補正予算額は,歳入の7目教育費国庫交付金,2節社会教育費交付金18万3,000円でございます。なお,抗原検査キットですが,1月は当日利用する方はございませんでしたが,2月27日に予定する令和3年成人式で活用する予定です。詳しくは,その他で成人式の説明をさせていただきます。説明は,以上でございます。

- ○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。
- ○矢口委員 この抗原検査キットも世の中で品不足になっているというお話がありまし

たが、今の説明だと手元にあるというような理解を示したら、間違いないのでしょうか。

- ○佐賀生涯学習課長 購入した抗原検査キットは200セットでございますが、これ以外に県知事等の記者会見の際に、学校等に配付したものを活用してほしいというような会見がございまして、学校等に配付しました検査キット500セット、こちらが2月末までの期限、使用期限が2月末というようなことで、新たなものが今現在配付されまして、2月末を迎えると廃棄処分となるものがございます。そちらが500セットございまして、そちらを一緒に活用させていただく予定でございます。以上でございます。
- ○下村委員長 ほかにございますか。

- ○下村委員長 つぎに、図書館新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明願います。
- 〇武藤図書館長 資料②をお願いいたします。図書館新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について御説明いたします。補正の理由につきましては、電子書籍のコンテンツ数を増やし、来館による感染リスクを低減することで、安全安心に図書館が利用できるよう電子図書館サービスの拡充を、また、子供たちには、司書教諭や学校司書と連携し、調べ学習や朝の読書時間等に活用するなど、学校支援事業の充実を図るため、歳出予算の増額補正をするものです。なお、電子書籍購入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。補正予算額は、歳出の9款教育費、5項社会教育費、9目図書館費、13節使用料及び賃借料として、551万6、000円の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。
- ○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。
- ○鈴木委員 これは、図書館が電子書籍を購入します。それを、利用者が閲覧できるようにするというのは、ネット上のことだと思うのですが、その辺はどういう仕組みになっているのかというところをちょっと説明いただきたいのですけれども。
- ○武藤図書館長 電子書籍を利用するにあたりましては、図書館で電子図書館用の I D とパスワードを発行しております。その I D とパスワードで所管のホームページから入っていただきまして、貸出ししております。
- ○鈴木委員 そうすると I D とパスワードを取得するのには、一度は図書館に行かなければならないのかな。それとも、そこもネット上でできるのかな。
- **○武藤図書館長** 最初は、やはり図書館に来ていただいて I Dとパスワードを発行しているのですが、コロナ等により図書館の臨時休館とか時間制限があった場合には、電話等でパスワードと I Dを発行しております。
- ○鈴木委員 主に、子供たちが使うところを、学校支援事業の充実を図るためということで理由が書いてあるのだから、ID、パスワード発行を学校なんかでできるようにしてあげると、より利用が増えてくると思うので、その辺の研究をしていただいて、今対応しているかどうか、それも含めてちょっと。
- ○武藤図書館長 子供たちには、GIGAスクール構想で各学校に配備されております

タブレットを活用して、学校で使用しています I Dとこちらで設定したパスワードを、 児童生徒全員に配付する予定になっております。なので、子供たちは図書館の利用カー ドが無くてもタブレットでいつでも見られるように対応したいと思っております。

- ○下村委員長 私から少し、図書館長。配付すると、今後するということですか。
- ○武藤図書館長 今後,令和4年度に入りまして学校に説明等を,4年度の4月以降に 当初電子書籍を購入すると同時に,各学校に説明して随時配付していきたいと思ってお ります。
- ○下村委員長 わかりました、ありがとうございます。ほかにございますか。 (「なし」の声あり)
- ○下村委員長 つぎに、芸術文化振興事業、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正 予算案について執行部より説明願います。
- 〇中澤文化振興課長 資料の③をお願いいたします。芸術文化振興事業,新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について,御説明いたします。1番目,補正の理由につきましては,新型コロナウイルス感染拡大防止策として,博物館,上高津貝塚ふるさと歴史の広場,市民ギャラリー,市民会館に感染症予防対策品を設置することにより,ウイルス感染を防止し,来館者の安全安心を確保するため,歳出予算を増額補正するものです。なお,財源については,新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。感染症予防対策品は,各施設において不足しておりますパーティションポール,足踏み式アルコール噴霧器,サーマルカメラの購入でございます。2番目の補正予算額は,5項社会教育費,4目芸術文化振興費,10節需用費146万1,000円と,17節備品購入費17万3,000円の合計163万4,000円の増額補正をお願いするものです。説明は,以上でございます。
- ○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

- ○下村委員長 つぎに、体育施設維持管理事業、新型コロナウイルス感染症対策事業の 補正予算案について執行部より説明願います。
- ○大橋スポーツ振興課長 資料④をお願いいたします。体育施設維持管理事業の補正予算案でございます。図書館ですとか、文化課同様にスポーツ振興課におきましては、この度霞ヶ浦文化体育館、水郷体育館でございますが、こちらの大体育室1階と2階の入口、さらに事務所の玄関前にサーマルカメラ計3台を整備するものでございます。同じ交付金を活用いたしまして、対応いたします。2番、補正予算額でございますが、歳出で3目体育施設費、17節備品購入費51万8、000円の増額補正でございます。簡単ですが以上でございます。
- ○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。

- ○下村委員長 つぎに、教育振興費関係新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算 案について執行部より説明願います。
- ○長谷川指導課長 資料⑤をお願いいたします。教育振興費関係新型コロナウイルス感

染症対策事業の補正予算案について説明させていただきます。最初に事業についてでございますが、市内公立中学校、義務教育学校9年生の修学旅行が中止となり、これにより旅行費用に対する取消料が発生することから、取消料を市の負担とすることとなりました。令和3年12月議会において増額補正を行い、一般財源について実施予定でございましたが、今般新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当が見込まれることから、事業の財源更生を行うものでございます。補正予算額としては、歳入の7目教育費国庫交付金、1節中学校費交付金。補正前の額が151万7、000円、今回の補正額が338万9、000円、補正後の額が490万6、000円。こちらは財源更生のため歳出の補正はございません。以上でございます。

- ○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。
- 〇鈴木委員 予算については、全く異議はないのですけれども、去年も今年も3年生の修学旅行ができなくなって、取消料が発生していると。この部分は仕方がないことなのですが、問題は毎年中学3年生が修学旅行にも行けないまま卒業しているという状況なのですが、それに対して子供たちの思い出に残るような何かイベントとか授業とか代替えのものというのは、指導課、学校現場含めてそういう声っていうのは出ていないのですかね。現場から。
- ○長谷川指導課長 本当に中学3年生にとって修学旅行というのは、義務教育の中でも 1番大きな行事で楽しみにしているもので、それが中止となってしまったのは本当に残 念なことだと考えております。それで、学校の方では、修学旅行の代替措置として日帰 りの校外学習なのですけれども、そちらの方を計画しましてほぼ実施済みでございます。 例えば、山梨県に行ったりですとか、栃木県に行ったりですとか、そちらの1日のバス 遠足なんですけれども、子供たちと一緒に計画を立てて、非常に有意義であったという ふうに報告を受けているところでございます。以上でございます。
- ○鈴木委員 非常に、外に遠足的なあれで出してあげることは良い事だと思うので、それはそれでやっていただければありがたいことなのですが。近隣を少し勉強してほしいと思うのは、阿見町なんかは芸人さんを呼んでショーをやるんだか、その時に結構心に残る話を子供たちにしてくれているようなことを聞いているのですね。そういう全く同じようなことではないのだけれども、遠足に行って思い出を作る、これも一ついいけれども、これから大人の段階を踏んでいくにあたって、心の教育の部分ができるようなことを、ちょっと検討していただきたいなと思います。
- ○長谷川指導課長 鈴木議員がおっしゃるとおり、心の教育はとても大切だと考えておりますので、学校の方にそちらも指導、助言していきたいと思います。ありがとうございました。
- ○下村委員長 ほかにございますか。

- ○下村委員長 つぎに、その他に移ります。令和3年土浦市成人式について執行部より 説明願います。
- ○佐賀生涯学習課長 資料⑥をお願いいたします。令和3年土浦市成人式の概要につい

て御説明いたします。期日は、令和4年2月27日日曜日、場所はクラフトシビックホール土浦、市民会館でございます。対象者は、住基登録者数で1、491人でございます。1月と同様に2部制にすることで会場の定員の50パーセントを目途とし、式典も30分以内といたします。委員の皆様にも後日参加の御案内をさせていただきますが、1部2部の御希望される会に御出席いただけますようお願いいたします。なお、成人式に参加する方はワクチンの接種有無にかかわらず、全員PCR検査または抗原検査を実施したことを確認させていただけるよう準備を進めているところです。令和4年成人式に併せて購入したしました抗原検査キットも活用いたします。感染症対策を徹底し実施いたしますので、御理解御協力をお願いいたします。説明は、以上でございます。

○目黒委員 名称なのですけれども、このまま令和3年土浦市成人式とそのままいくのかどうかなのですけれども、ほかの自治体を見ると同窓の集いとか、拍子抜けする人もいるのかもしれないですし、その辺このままいくのか、また新たに名称を考えているのかお伺いいたします。

○佐賀生涯学習課長 近隣のほかの市町村でも、21歳の集いとか、そういった形で開催している所も多々ございます。検討をさせていただいたところでございますが、できれば感染対策をして、短時間で終わらせる式典の形式を取らせていただきたいと考えております。そういったことから、成人式という節目の式典というようなことで、開催させていただきたいと考えております。以上でございます。

- ○目黒委員 このまま令和3年土浦市成人式で進めるということでよろしいですね。
- **〇佐賀生涯学習課長** 名称につきましては、成人式というようなことで開催をさせていただきたいと考えております。

○矢口委員 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の件について伺います。この資料では、箇条書きで4項目あります。これに関しては、何をやるにしても同じような内容だと思うのですが、その下の米印で書いてある部分をもうちょっと確認でお伺いしたいと思うのですが、先日行われた令和4年度の成人式に対し、今回行われる成人式は新たに全員対象で抗原検査ないしはPCR検査を行うというような考えでよろしいのでしょうか。また、こういうことをやることによって、今後のコロナの感染拡大の状況によらず、もう進めるという意思決定をしたというような捉え方でよろしいのでしょうか。

〇佐賀生涯学習課長 基本的な対策、こちら資料の4点でございますが、それに加えて今回は抗原検査若しくはPCR検査を、全ての方に実施していただくというようなことで、感染対策を強化して開催をしたいと考えているところでございます。なお、検査キットにつきましては、今非常に足らないというようなことで報道等でもされているところでございますが、増産の体制を取っているというようなこと、また、土浦市では今現在700セット準備をしてございます。事前に登録をしていただいた方に対しまして、参加登録をしていただいた方全員に検査キットを郵送させていただきます。また、10日程度前に締切りとすることから、その後に登録した方も当然いらっしゃいますので、前日市民会館で我々は式典の準備の方をしておりますので、間に合わなかった方には前日お渡しをする。また、それも漏れた方には、当日会場で実施していただくというよう

なことで、検査キットについては全員に渡るように準備の方を進めているところでございます。以上でございます。

- ○矢口委員 1番大事なところをもう1度確認したいのですが、ちょうど今日から1か月後ということになりました。もう、やるやらないの判断はしないというふうなことでよろしいのでしょうか。
- **〇佐賀生涯学習課長** できる限り実施をしたいというようなことで、準備をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。
- ○**矢口委員** もう1度確認を。今後も状況によっては、中止なり延期をする可能性は残しているということでいいんですかね。
- ○入野教育長 私の方からお答えさせていただきます。感染状況は非常に悩ましい状況でございます。まん延防止というふうな措置をとって、今後も感染状況が更に悪化するということも当然想定されます。ですから、現時点で判断はこういった対策を講じながら開催の決定をしているところではありますが、直前まで参加者には迷惑がかかるかもしれませんが、安全安心を確保するためにもぎりぎりまで、やっぱり検討を、開催の有無についてすべきとそのように考えてございます。以上でございます。
- ○矢口委員 しつこくてすみませんでした。とても大事なことですし、本当に難しい判断ですし、どちらの決定を下すにしろ何らかの批判とか、そういうのこと全部執行部では受け止めるしかないな、本当に大変だなと思いますが、この件に関しては本当によろしくお願いいたしますとしか言えないので。ありがとうございます。以上です。
- ○鈴木委員 今の件なんだけれども、この人たちはもう成人式が終わって、下の人に追い抜かれて成人式をまたやる話ですよね。そうなると、やるやらないではなくて、やることを前提に動いてほしいのと、まん延がひどい時には最悪オンラインでやるとかなんとか、その辺まで考えてあと1か月しかないのか、1か月あるからなのか分からないけれども、その辺は検討したことはないのかな。オンライン開催。
- ○佐賀生涯学習課長 オンラインにつきましては、体調不良等を訴えてもちろん会場に入ることができない方も想定されます。そのために、会場にオンライン、YouTubeを活用しまして、中継をするといったサービスを活用する予定でございます。もし、開催ができないと、全員が会場に入れないといったような状況になった場合には、そのサービスを活用して実施をするというようなことも検討をさせていただきたいと考えております。以上でございます。
- 〇鈴木委員 もう時期を逸している年代なので、やるやらないではなくてやりますと。で、まん延がひどい時には最悪オンラインでやるくらいの覚悟で、これ以上延ばしたりね。結局、延ばして下の学年に抜かされた挙句の中止というのは、良くないからね。だったら延ばさない方がいいんです、最初から。延ばしてきてしまったのだから、オンラインでもやるというくらいの覚悟でやってもらわないと、ここまで延ばした意味がないと思います。それは、残りの1か月でなんとか体制を整えてほしい。その覚悟でやってほしい。
- ○入野教育長 委員からの今の御意見を十二分に踏まえまして、そのような対応を

しっかりと進めてまいりたいと、そのように思っております。

- ○鈴木委員 さっき,抗原検査の検査キットにについて期限切れがあるというのを今日, 私勉強不足で初めて知ったのですが、使われないまま今まで破棄されてしまったキット というのは結構あるのですか。これは保健福祉部になっちゃうか。
- ○下村委員長 保健福祉部になってしまうから後でいいです。ほかにはございませんか。 (「なし」の声あり)
- 〇下村委員長 以上で、教育委員会は終了します。次に、保健福祉部を行います。資料は、文教厚生委員会、令和4年、1月26日開催、保健福祉部をお願いします。まず、議案関係から。生活困窮者自立支援金支給事業、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明願います。
- ○福原社会福祉課長 資料①−1をお願いします。生活困窮者自立支援金支給事業、新 型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について御説明をいたします。まず、最 初に補正の理由でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する 世帯に対しまして、これまで緊急小口資金等の特例貸付による支援を行ってまいりまし たが、新型コロナウイルス感染症による影響は長期化する中で、既に総合支援資金の再 貸付けが終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対しまして、就労による 自立を図るため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するというこ とで始まった事業でございます。当該事業は、令和3年7月1日より申請受付を開始し ておりましたが。令和4年1月以降,支給対象世帯の変更並びに生活困窮者自立支援金 の再支給が可能となる制度変更が行われる運びとなりましたことから、早急な対応が求 められ、生活困窮者自立支援金の支給に伴う事業費及び事務費について増額補正を行う ものでございます。つづきまして、事業概要でございます。まず1点目、支給対象世帯 でございます。こちらは,緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で,まず一つ 目といたしまして、総合支援資金の再貸付けを借り終わってしまった世帯。2点目、総 合支援資金の再貸付けが不承認となった世帯。3点目、総合支援資金の再貸付けの相談 をしたものの申込みに至らなかった世帯でございます。この度の制度変更に伴いまして、 令和4年1月以降から追加対象世帯が出てきております。それにつきましては、4点目 といたしまして、緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付けを借り終わった世帯。生 活困窮者自立支援金の初回の支給が既に終了した世帯。こちら④、⑤につきましては、 約1,500世帯を見込んでおります。つづきまして、支給の条件。こちら3点ござい ます。まず、1点目といたしまして、収入用件でございます。こちらは月額になります が、市町村民税均等割非課税額の12分の1と生活保護の住宅扶助基準額、こちらの合 算になります。例といたしましては、単身世帯といたしまして約11万6、400円、 二人世帯ですと16万6、000円、三人世帯ですと19万6、000円ということに なっております。2点目、資産用件でございますが、こちらが預貯金額、収入要件の6 倍以下。上限がございまして100万円以下となってございます。3点目, 求職等の要 件でございますが、公共職業安定所か地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口

に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。就労による自立が困難であ り、本給付終了後の生活の維持が困難であると見込まれる場合には、生活保護の申請を 行うこととなっております。つづきまして、給付額でございます。こちらは月額でござ います。単身世帯が6万円、二人世帯が8万円、三人以上世帯で10万円となっており ます。こちらにつきましては、給付期間は申請月からの3か月。3回給付ということに なります。つづきまして、申請受付期間でございますが、令和3年7月1日から令和4 年3月31日となっております。先ほど御説明いたしましたが、追加世帯分につきまし ては、令和4年1月から受付開始ということになっております。つづきまして、次ペー ジをお願いいたします。補正予算額でございます。こちらにつきましては、全額国庫補 助となってございます。歳入、歳出同額でございます。1億8、427万8、000円と なっております。歳入につきましては、2目民生費国庫補助金1億8、427万8、0 00円。こちらの内訳といたしましては、事業費といたしまして1億7、814万円。 事務費といたしまして、613万8、000円となっております。歳出ですが、9目生 活困窮者自立支援事業費といたしまして、主な事業費といたしましては役務費、通信運 搬費並びに委託料。こちらは、人材派遣の委託料になりますが、306万9、000円。 それと、18節負担金補助及び交付金。こちらが、1億7、814万円、支援金の支給原 資となっております。なお、サイドブックスの資料①-2並びに①-3に生活困窮者自 立支援金の厚生労働省のチラシを添付させていただいておりますので、後ほど御確認を いただければと思います。説明につきましては、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

- ○下村委員長 私から1つだけ。令和4年1月から④,⑤の受付開始という話がありまして、それは年度の最終週、3月31日で終わるのですか、期間は。それをお伺いしたいのですけれども。
- 〇福原社会福祉課長 受付自体は、令和4年3月31日まで申請受付になりますが、支給が3か月になります、そのあと。ですので、4月、5月、6月の部分についての支給の事務が残ってまいります。
- ○田子委員 実際に受け付ける窓口は、社協になりますか。
- ○福原社会福祉課長 受付は社会福祉課の窓口になっております。
- ○下村委員長 ほかにございますか。

- ○下村委員長 つぎに、予防費関係新型コロナウイルス対策事業の補正予算案について 執行部より説明願います。
- 〇水田健康増進課長 資料②をお願いいたします。令和3年度土浦市一般会計補正予算第14回案予防費関係新型コロナウイルス対策事業について御説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防用物品と自宅療養者への食料支援の物資を購入するため、補正の増額をお願いするものでございます。事業の概要でございます。(1)としまして、市役所及び各市の施設で使用する手指消毒液の購入でござい

ます。(2)といたしまして、保健事業実施用物品購入。健康増進課で各事業を実施する 際に必要となるパーテーションなどの消耗品、備品を購入するものでございます。(3) といたしまして、食料支援用物資の購入でございます。こちらにつきましては、昨年の 9月1日から自宅療養者等へ物資の支援を行ってございます。その財源については、当 初予備費を充用させていただいたところでございますが、今年に入りまして感染拡大に 伴い、自宅療養者が増えましたことから、資金の方が無くなってまいりました。そのよ うなことで,今回増額をさせていただくものでございます。(1)と(3)につきまして は、地方創生臨時交付金を充当させていただきまして、(2)の保健事業の消耗品、備品 につきましては、これまで、企業、個人から寄付をいただいているものを充てさせてい ただきたいと考えてございます。3番の補正予算額、歳入でございます。先ほども申し 上げましたとおり、手指消毒液と食料支援用の物資については、新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨時交付金を充当させていただき,(2)の保健事業については,衛生 費寄付金を充当させていただきたいと考えてございます。次のページをお願いいたしま す。歳出につきましては、需用費で1、399万7、000円、備品購入費で17万円で ございます。ページをお戻りいただきまして、寄付金の142万9、000円の内、健 康増進課の方では、36万7、000円を充当させていただき、残りの寄付金つきまし ては,消防の方でコロナ対応を求められている消耗品がございますので,消防の方で活 用していただければなと考えてございます。なお, (1) で御説明させていただいた手指 消毒液につきましては、市の施設で活用できるよう健康増進課の方で、現在備蓄をさせ ていただいてございます。1つの課から、まもなく不足しそうだとの声がありましたの で,全庁的に現在持っているものをまもなく配付させていただき,今年度の感染予防対 策をしていきたいと考えてございます。説明につきましては,以上でございます。

- ○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- ○鈴木委員 さっきの検査キットもそうなのだけれども、この消毒液なんかも使用期限 みたいなものはあるのですか。
- ○下村委員長 先ほどの検査キットに関しても、分かれば一緒にお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。
- ○水田健康増進課長 かしこまりました。まず、手指消毒液につきましては、使用期限を確認しながら購入をしているところでございます。また、現在持っているものについては、使用期限が余裕があるものを購入して、提供していただいているところでございます。また、検査キットにつきましては、私共で購入しているものはございませんが、現在県の方で実施している、薬局での抗原検査キットとPCRの検査キットにつきましては、それぞれ薬局の方で取り扱いをしておりますので、期限の切れたものを使用しているというお話は聞いてございません。以上でございます。
- ○鈴木委員 期限切れについて質問をした私の意図は、足りない足りないと言っていて 期限切れで廃棄というのは、全く無駄なことなので、期限が残り1か月とかって、キットであろうと消毒液であろうと、それを上手に使い切る方法みたいなものを、例えば私 の課で買ったから私の課で使わなかったから、それを捨ててしまいますというのじゃな

くて、全庁的に、横断的に融通しあうとか。例えば、窓口の職員が一番危険にさらさせているから、そういう人たちに検査をしてもらうとか。そういった柔軟な対応で、期限切れ廃棄というのをなるべく防いでいくような工夫、それはしているのでしょうか。

- **○水田健康増進課長** これから、検査キットの購入が求められてくると思いますので、 委員のおっしゃるとおり全庁的に管理をしながら、運用していきたいと考えてございます。 貴重な御意見ありがとうございます。
- ○鈴木委員 それ,塚本部長は大丈夫。
- ○塚本保健福祉部長 まず、手指消毒液の話をしますと、昨年は大分、場所によっては 大事になるくらいに手指消毒液を備蓄できるくらいに購入して配ったのですが、状況と しては、今年無くなっている状況なので、手指消毒液だけをいえば管理もいらずに、足 りないような状況となっております。ただ、全体的に新型コロナの関係の備品といいま すか、施設内といいますか、市役所内で使うものについて一つ一つその管理というのは、 新型コロナの昨年度の状況では、管理する在庫がどれくらいで、どこにあるという管理 はしていたのですが、現状のところ今はしていません。鈴木委員のおっしゃるように、 管理の方を改めてやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。
- ○田子委員 事業概要の中の食料支援についてなのですけれども、これまでの実績というか、どういった状況だったか教えていただけますか。
- ○水田健康増進課長 自宅療養を求められた方から、健康増進課の方にお電話をいただいて、その世帯に何人いるか、その方の三日分の食料を各戸に配付させていただいております。配付につきましては、保健福祉部とこども未来部の各課で、輪番で担当していただいて置き配の方をさせていただいている状況でございます。今年に入りましてから急増しておりまして、現在世帯数でいきますとおおむね40世帯。配付させていただいたのが150セット程度となってございます。以上でございます。
- ○田子委員 衛生用品もお渡ししている感じでしょうか。
- ○水田健康増進課長 食料品だけではなくて、御要望いただいたものはその都度購入をさせていただいて、今委員の方からありましたとおり、生理用品ですとか消毒液、除菌シートなど要望があったものについてはお答えをさせていただいて、購入して配付をさせていただいているところでございます。三日程度というようなことで配付をさせていただいている状況でございますが、その三日を超えてまだ自宅療養を求められている方には、再度御連絡をいただいて2回目の配付も実施をさせていただいているのが現状でございます。以上でございます。
- 〇田子委員 利用する方との連絡というか、こういったものが必要ですといった意思疎通がしっかり図れていると伺ったので、とても安心しました。引き続きよろしい区お願いします。もう一つお伺いしたいのですけれども、よろしいですかね。(2)の方の加湿空気清浄機についてなのですけれども、空気清浄機って定期的にフィルターを購入して交換をしていかなければならないものだと認識なのですけれども、今後早く導入したものは、1年、2年と使っているかと思うのですけれども、こういったところはどういった管理をしているのかなと気になったので、教えていただけますか。

○水田健康増進課長 現状では交換が求められている機材は、今のところはございませんが、これから出てくる可能性もございます。先ほど部長の方からお答えさせていただいたとおり、その都度対応させていただきたいと考えてございます。

○**塚本保健福祉部長** 先ほどの食料支援の補足の話なのですが、水田健康増進課長の方 から緊迫感が伝わらなかったのでお話をしますが、1月5日から第6波がいよいよ始ま って急激に来ていまして。1月11日に1セット位が出た後、ここ毎日福祉事務所の課 がということで、こども未来部と保健福祉部と各課が交互に置き配と先ほど話がありま したが、玄関前に置いているのですが、それぞれの課が行くのですが、本当は輪番で行 くので,一日二日空く状況が考えられたのですけれども,今はほとんど1回置きに行っ たら次の日もあるというような状況で、連続で来ているという状況が一つ今あります。 もっともっと増えていくのかなと。それと三日の話が先ほどありましたが、なぜ三日に したのかというと9月からスタートしておりますが、三日にした理由は当初茨城県から 食料が支援されていた。ところが、その食料が実際に来るのに時間が掛かるので、そこ のつなぎを本市でやろうということで始まったのですが、現状全く茨城県の方はもうで きなくなっているという状況なので。保健所の方の話を聞くと,土浦市ではそれをやっ ているから、土浦市の方に連絡をしてくれというようなことで、保健所もこちらへつな いでる、そんな状況になっております。そういうところで、どんどん増えていく状況に あるのですが、さらに議員の皆さんには今後情報として教えていただければと思うので すが、近隣でどこもやっているような話を聞こえてくるのですけれども、そういう話が もしあれば今後極力教えていただきたい。本市ではやっていますけれども、近隣ではそ んなやっていないんじゃないかと思っているのですよね。そこのあたりを、逆に今後教 えていただければというふうに思います。

○下村委員長 今のことについて私から少し。こないだNHKの放送で、テレビの中で全国の社会福祉協議会が結構大変だと言っていました。長崎だったかどっかだったかな、社会福祉協議会の皆さんがこの食料支援のために感染者のお宅に伺って、玄関先に置いてきてというやる方をしているということで、今回のコロナウイルス、非常に感染力が強いですから、そういったことで食料支援をしていますよという報道がありましたので、この辺は土浦市はどうなって、社会福祉協議会の活用というか、お願いしているのでしょうか。

○水田健康増進課長 本市の食料支援のやり方なのですけれども、健康増進課でお問い合わせをいただいて、そこで先ほどお答えしたように必要なものを聞き取りをさせていただいて、その内容について食料品、それから必要な物品の購入については、社会福祉協議会の方で包括連携協定を締結しているカスミさんの方とやり取りをしていただいて、物品の方の調達をしていただいているという状況でございます。それが整い次第、保健福祉部とこども未来部の各課が、その箱を社会福祉協議会に取りに行って、配送しているというのが今のルートとなってございます。説明の方が不足していて申し訳ございませんでした。

○下村委員長 ありがとうございます。本当に間に合わないようでしたら、社会福祉協

議会の皆さんもお手伝いいただけるのであれば御協議いただいて、そういう活用も必要かなと。ほかにも不足してくるのであれば、お手伝いしていただけるところを探さなければならないのかなと。こんなふうに感じましたので、その辺よろしくお願いします。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、専決処分等の報告関係に移ります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の専決処分について執行部より説明願います。

○福原社会福祉課長 資料③−1をお願いいたします。住民税非課税世帯等に対する臨 時特別給付金給付事業の専決処分について御説明いたします。最初に、専決補正の理由 でございます。本事業は,新型コロナウイルス感染症の影響で,様々な困難に直面した 方に対しまして、速やかに生活、暮らしの支援を行う観点から住民税非課税世帯等に対 して、1世帯当たり10万円を支給する事業でございます。当事業は、令和3年12月 20日に国が予算を成立したというところと、早急な対応をしなくてはならいというと ころから、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行ったものでござい ます。つづきまして事業概要でございますが,まず,支給対象世帯でございます。こち らは、2つございます。まず、1点目といたしまして、住民税非課税世帯でございます。 こちらは基準日、令和3年12月10日において、世帯全員の令和3年度の住民税均等 割が非課税である世帯。2点目といたしまして,家計急変世帯。こちらは,住民税非課 税世帯のほかに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降申請日の属 する月までの家計が急変し、同一世帯に属するもの全員が、令和3年度分の住民税が非 課税である世帯と同様の事情にあると認められた世帯となっております。つづきまして 給付額でございますが、こちらは1世帯当たり10万円となっております。申請受付期 間は、令和4年1月28日から令和4年9月30日までとなっております。対象世帯数 でございますが,まず住民税非課税世帯数が約1万7,000世帯。家計急変世帯が約 3,000世帯でございます。こちらにつきましては、全額国庫補助となっております。 受付場所といたしましては、本庁舎2階201会議室で受付をいたします。今現在、1 月28日今月末ですが,そちらに発送するということで準備を進めているところでござ います。つづきまして専決処分日でございますが、令和4年1月7日となっております。 次ページをお願いいたします。補正予算額につきましては、歳入歳出同額で20億4、 248万9,000円となっております。歳入につきましては、10節非課税世帯等に 対する臨時特別給付金給付事業費補助金といたしまして、20億4、248万9、00 0円。財源の内訳といたしましては、事業費が20億、事務費が4、248万9、000 円となっております。歳出につきましては、10目非課税世帯等に対する臨時特別給付 金給付事業費といたしまして、主な事業費は委託料、人材派遣の委託料ですね。こちら が、2、033万3、000円。それと、18節負担金補助及び交付金といたしまして2 ○億、こちらは、支援金を支給する原資となっております。なお、資料③-2に当事業 のチラシを添付しておりますので、御参照いただければと思っております。おな、この チラシにつきましては、本庁、支所出張所、公民館、それと社会福祉協議会、その他のと

ころに掲示をさせていただきまして、周知をさせていただきたいと思っております。あ とホームページですね、そちらの方には昨日内容を記載させていただきました。2月上 旬号で広報誌の記載を予定しております。説明につきましては、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

- ○下村委員長 その他に移ります。損害賠償請求事件の取り下げについて執行部より説明願います。
- ○福原社会福祉課長 資料④をお願いいたします。損害賠償請求事件の取り下げについ て御説明をいたします。こちらは,令和元年9月11日に開催されました全員協議会に て報告をいたしました損害賠償請求事件について、この度原告側から取下書が裁判所に 提出されまして, 被告である土浦市もその取下書に相違をすることといたしましたので, 御報告をいたします。まず、1点目の訴状提出日でございますが、こちらは令和元年7 月18日となってございます。つづきまして、原告は土浦市に居住いたします生活保護 受給者、男性64歳の方でございます。体幹機能障害等の障害をお持ちの方でございま す。つづきまして、被告は土浦市となります。つづいて訴訟内容でございますが、損害 賠償請求事件といたしまして、慰謝料30万円及び訴訟の費用を求めたものでございま す。訴訟の概要でございますが、平成24年中に土浦市福祉事務所が自動車運転禁止の 指導指示を発したのち、再三撤回を求めたのにもかかわらず、これを撤回しない土浦市 福祉事務所の不作為は違法であるということで、訴えられたものでございます。被告で あります土浦市といたしましては,一貫して全面的に否認の姿勢で臨んでおりました。 取下書の提出日でございますが、令和3年12月24日でございます。訴訟費用でござ いますが、被告人の代理人、礎法律事務所でございますが、こちらに着手金32万4、 000円を支払済みでございます。今後、同代理人から報奨金や日当などの請求がある 見込みでございます。説明は以上でございます。
- ○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。

- **○下村委員長** つぎに、新型コロナワクチン接種に関するお知らせについて(No.11)、執行部より説明願います。
- ○水田健康増進課長 資料⑤をお願いいたします。新型コロナワクチン接種に関するお知らせでございます。こちらのチラシにつきましては、2月1日に発行される広報誌と一緒に全戸配布をさせていただきたいと考えてございます。まず1点目、追加3回目接種の受けられる時期につきまして、国の方針に基づいて1から2か月前倒しをさせていただきたいと考えてございます。当初国の方針では、8か月の間隔を持って接種できるようにということでございましたが、感染急拡大を受けて前倒しが求められている中、下の表にございますように2回目接種月で7月に接種した方につきましては、1月21日と1月25日に分けて接種券を郵送させていただいているところでございます。対策室の方には、接種券が届いたとの連絡を頂戴しているところでございます。その下、8月に接種をされた方につきましては、2回目接種から6か月となります2月1日から対

策室の方で,毎日郵送の方をさせていただきたいと考えてございます。接種の時期につ きましては,6か月間隔で接種券を郵送していただきますが,若干ワクチンの方が不足 することが見込まれまして、それと医療機関によっては予約の方が随時入っていている ような状況でございますので、接種は6か月半ないし7か月という期間になってしまう ことが現在見込まれてございます。ただし、これからモデルナのワクチンが国から配送 されてくることが見込まれておりまして、また、ファイザーのワクチンにつきましても、 2月下旬には追加で配送される予定でございます。そのワクチンを使って,各医療機関 の方に必要な量を配送してまいりたいと考えてございます。ただし、やはり不足の方が 若干見られることが予想されますので、その辺の御案内もさせていただきたいと考えて ございます。つづきまして、2点目の接種が受けられる会場についての御案内となって ございます。これまでどおり市内の医療機関につきましては,ファイザーのワクチンと モデルナのワクチンの接種をさせていただきたいと考えてございます。当初、モデルナ のワクチンの接種会場は5か所から6か所程度だったところが、どんどん実施していた だけるというお話を毎日聞いてございまして、現在は15,6か所で医療機関の方で接 種が可能な状況です。これからも,モデルナのワクチンを使って接種していただける医 療機関が増えていくと思いますので,随時情報は更新させていただきたいと考えてござ います。それから、牛久の運動公園にございます武道館につきましては、1月31日か ら予約の方が開始予定となってございまして、2月8日から毎週火曜日、木曜日、土曜 日が土浦市の市民が打てる日程となってございます。1日当たり現在360人が接種で きる体制とお伺いしてございます。また、1、2回目接種を実施していただいておりま した東京の会場、自衛隊が実施している会場につきましても国からの情報がございまし て,1月28日から予約が可能。1月31日から接種ができる体制を取っていただける という御案内がありましたので、今回御案内させていただきたいと考えてございます。 また、12歳以上の方について、誕生日を迎えられる方には現在も毎月、接種券の方を 送らせていただいております。こちらの方につきましては、一番下の行に記載したとお り市内の協力医療機関においてファイザー、それから牛久の運動公園、武道館につきま しては月1回程度実施していただけるとの情報がございます。また、前回のチラシでも 御案内をさせていただきました5歳から11歳の接種につきましては、現在国からの情 報が、前回お知らせしていただいたところから止まっているところでございます。ただ し、今週の金曜日に国の方で自治体説明会の方が予定させておりまして、その中の案件 として5歳から11歳の方への接種について御連絡があると伺っておりますので、その 情報が出次第,市民の皆様に御案内の方をしていければと考えてございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。

○田子委員 先日市民の方とお話をしている中で、ファイザー、ファイザーと打ってきたから3回目もファイザーがいいのだけれども、今まで打っていた掛かりつけ医がモデルナしかないと言われたと。ファイザーがいいから、ファイザーがあるところを予約したがよと伺ったのですね。それで、今御説明いただいた資料の下の方に、各医療機関の情報を市のホームページに載せていますということでQRコードがありますでしょう。

それを読みまして、ここに使用するワクチン、ファイザーかモデルナかというのが全部 出ているのですけれども、3回目もこれどおりになるのかちょっとお伺いしたいのです けれども。お分かりであればお答えいただきたいです。

- ○水田健康増進課長 3回目の接種につきましても、こちらの協力医療機関一覧でワクチンを表示して、どこの医療機関ではどのワクチンを接種できるかというのを、分かるかたちで表示をさせていただいております。
- **〇田子委員** この表を見て、ファイザーがいい人はファイザーが打てる所に、改めて予約を、という方法を御案内して大丈夫ということですね。
- ○水田健康増進課長 田子委員のおっしゃるとおりでございます。
- ○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ないようですので、以上で保健福祉部は終了いたします。換気のために、 暫時休憩といたします。休憩後、こども未来部を行います。再開は、11時15分とします。

【休憩】

(午前11時15分再開)

- ○下村委員長 再開します。それでは、こども未来部に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和4年、1月26日開催、こども未来部をお願いいたします。議案関係から。マタニティタクシー利用料金助成事業、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明願います。
- ○菊田こども政策課長 資料1をお願いします。マタニティタクシー利用料金助成事業、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。補正の理由については、令和2年9月議会の補正予算で、コロナ対策事業としてマタニティタクシー利用料金助成事業を開始して、令和3年度は一般財源で継続してますが、新型コロナウィルス感染症地方創生臨時交付金の充当が見込まれるため、歳出額の変更はございませんが、歳入に係る財源更正を行うものです。2番の事業の詳細について、事業内容は、妊婦が健診の受診等で移動する際に、公共交通機関等の利用を避けて移動できるよう、タクシー利用の助成となるチケットを配布し、経済的負担も軽減するものです。2番の対象者は母子健康手帳の交付を受けた妊婦です。チケットの交付枚数は妊婦1人につき14枚、有効期間は母子手帳交付日より1年間です。助成額は、初乗り料金相当で1回乗車につき740円です。令和3年度の状況では、12月末時点で、交付者数638人、利用人数300人です。補正予算につきまして、歳入については国庫支出金で、児童福祉対策費新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額56万円で、歳出の補正はなく、財源更正のみ行います。説明は以上です。
- ○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、子育て支援施設利用促進事業、新型コロナウイルス感染症対策 事業の補正予算案について執行部より説明願います。 ○菊田こども政策課長 資料2をお願いします。子育て支援施設利用促進事業、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。補正の理由は、令和2年度までは市のバスで子育て施設の見学ツアーを開催しておりました。コロナの影響で利用者も少なくなり、現状に対応した方法として、直接の見学ではなく、施設を紹介する動画を作成して、見ていただくよう動画作成委託料について増額補正お願いするものです。2番の事業内容につきまして、対象者は、主に、初めての子育で中の親子、転入してきた子育で中の親子です。手法につきましては子育で施設、今回は4施設分について動画を作成し、ホームページ、デジタルサイネージ、うららかデッキ前のテレビ、アプリのつちまるキッズ、マイシティつちうらなどあらゆる機会を活用して放映し、多くの人に見て知っていただき利用を促進するものです。紹介施設は、児童館や子育て交流サロンなどの子育で施設で、令和4年度は4施設分ですが、以降段階的に増やしていきたいです。補正予算額は、歳入について、歳入につきましては国庫支出金で、児童福祉対策費新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金33万3、000円、歳出につきましては、動画作成の委託料で47万7、000円です。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。

- ○下村委員長 つぎに、低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金支給事業、 新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明願います。
- ○菊田こども政策課長 資料3をお願いします。低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金支給事業,新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。1番の補正の理由については,新型コロナウィルス感染症の影響が長期化する中,児童扶養手当を受給しているなどの低所得のひとり親世帯に対し,新年度に向けた支出の増加等の影響を勘案して,県が創生交付金を活用してひとり親に対して行う給付金に,市が行う上乗せ分を合わせて,生活支援特別給付金を支給するため増額補正をお願いするものです。1月21日に県の方で記者発表し,1月22日には新聞で報道されています。県の臨時会につきまして1月28日金曜日にあると聞いており,県での補正予算成立を前提として,この案件を提出させていただいております。2番の事業内容につきまして,給付金は児童1人につき6万円で,そのうち県給付分が5万円,市の上乗せ分が1万円でございます。2番の給付対象者は,①令和4年1月分の児童扶養手当の支給を受けている方②公的年金等受給により児童扶養手当を受給していない方,③児童扶養手当は受けていないが直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった家計急変者です。対象児童は,①から③までの合計で2,110人を見込んでます。
- (3)申請及び給付でございますが、①令和4年1月分の児童扶養手当の支給を受けている方につきましては、申請が不要で児童手当受給口座へ振り込みます。4月中旬頃を予定しています。②公的年金等受給により児童扶養手当を受給していない方と③家計急変者につきましては、申請が必要で、3月上旬から申請受付を開始し、可能な限り速やかに支給します。申請期限は令和4年4月28日とします。3番の補助金等ですが、県給付分に係る事業費、事務費については県補助金10分の10です。市給付分について

は、新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します。4番の補正予算額です。第16款国庫支出金につきましては、児童福祉対策費新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金1、899万円で、市給付分の補助金に充当します。第17款県支出金の低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金事業費補助金1億696万3、000円、県給付分の補助金及び事務費に充当します。歳出につきましては、需用費から委託料の事務費、合計で146万3、000円、第18節補助金につきましては県給付分1億550万円、市の給付分につきましては2、110万円、事業費合計は1億2、660万円、全体の合計1億2、806万3、000円です。なお、本事業については、申請が必要な方の申請期限を令和4年4月28日に設定しており、支給事務が令和4年度までかかることになるため、事業費の一部を繰り越して執行する必要があり、繰越明許費を設定します。

- ○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。
- ○鈴木委員 唯一の心配は、県の議決とこっちの議決の兼ね合いだと思うのですけど、 今の県議会の状況を見て、否決ということはまず考えられないという前提で進んでいる 予算だと思うので、当日私たちも議会を開いているわけなので、これは事務局の方にも お願いなのだけれども、県の方と連絡を取って、とりあえず県の議決ができましたとい う報告は、文教厚生委員の方にはいただきたいと思います。
- ○下村委員長 事務局お願いします。ほかにございますか。私から少し。議運でもお話があったのですけど、これは担当の委員会で話してくれないかと話があったのですけれども、なぜ1万円なんだとの話が出ました。なぜ1万円なのという、もう少し説明させてもらうと、いろんな捉え方があって、今、国も県もお金を出している状況の中で、もうちょっと時期が少しずれてからでもいいという方もいらっしゃいますし、金額が少ないんじゃないかという考え方をされている方もいるし、要するに今お金はいっぱい出ていますよと。そういう時期に1万円をプラスしても何の効果を感じるのだという考え方をされる方、あとは、時期がずれてから、やっぱり大変なんだなということで1万円ではなく、何万円かとかという考え方もあるのだろうと。それで、なぜ今回1万円なのかというお話を聞いてくれと言われましたのでお伺いします。
- ○菊田こども政策課長 この件につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響につきまして、子育てと仕事を一人で担っている低所得のひとり親世帯につきましては、負担の増加や収入の減少など大変困難をもたらしているということで、支援を必要としているいうふうに考えておりましたところ、市独自の給付を検討しておりました。そこに、県が臨時創生交付金を活用して、5万円の給付を行うという連絡がございまして、令和2年度に児童扶養手当受給世帯に対して、子供一人当たり1万円の給付を行ったことがございましたので、今回も同様の額を県給付分に上乗せして給付することとしたものでございます。
- ○鈴木委員 議運用に一応質問をしておきますけど、要は何で2万円という数字ができなかったのかということがある委員から出まして。ただ、総額が大体1、900万円ということだから、財政課長とか公室の兼ね合いでなったのですけれども、財源構成上こ

れが精一杯だったのかな。その辺は、財政の人ではないから答えづらいのだろうけど、 財政と最初から1万円でしか交渉しなかったのか、その辺はどうなんだ。

○加藤こども未来部長 確かに、1万円が2万円だという話はありまして、菊田課長の方からも説明があったとおり、市独自でもひとり親世帯の方に対しては、即コロナの影響も受けているし、生活困窮者も増えている状況があったので、やっぱりやろうとしていたところに、県が今回やるよという話があったので、前提としては1万円じゃなく数万円もやる予定ではいたんです。ですが、県の方でもやるということになったので、じゃあ一体いくらにしようかという話の時に、鈴木委員のおっしゃったように、全体の、今回の創生交付金も含めた考えの予算上から、1万円という数字になりました。その担当としての考え方としては、2年度にあった国の給付金の時も市独自でプラスしたということもありましたので、それにならったということになります。以上です。

○鈴木委員 これは、委員長の方から議運の委員長の方に、委員長報告に対する質疑がないように、よく話しておいてください。

○下村委員長 分かりました。この件に関しては、議運の方でそういう担当の委員会できちっと聞いてくださいと言われましたので、質問させていただきました。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 次に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、対象外世帯分、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**菊田こども政策課長** 資料④をお願いします。子育て世帯への臨時特別給付金給付事 業、対象外世帯分、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。現在、市では、国 制度に基づき、コロナ禍での子育て世帯支援策として、ゼロ歳から高校3年生等までの 子どもに対し、一人当たり10万円相当の給付を、所得制限を設けた上で実施していま す。しかし、この所得制限については、制度上の不備がございまして、不公平であると 指摘されており、市民からも不満の声が多数ありました。また、すべての子どもは、コ ロナウィルスの影響を受けております。そして、国の通知が令和4年1月11日付けの ものがございまして、国制度の給付金支給対象外者に給付金を支給することも交付金の 対象であり、給付金の趣旨を勘案しつつ、地域の実情に応じて検討するようにとの内容 が示されました。つきましては、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、 所得制限により国の臨時特別給付金の対象とならなかった子どもに対し、新型コロナウ ィルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して,市独自の臨時特別給付金を支給する ための増額補正を行うものです。2番の事業内容ですが、(1)の給付金は、児童一人に つき10万円を支給するものです。(2)の給付対象児童は、約1,500人を想定して います。①令和3年9月分の児童手当特例給付の支給対象児童、②令和3年9月30日 時点で高校生等の児童であり、保護者の所得が児童手当特例給付と同等の場合、③令和 4年3月31日までに生まれた子で児童手当特例給付の支給対象である場合で、いずれ も国の制度では支給対象外になる場合です。(3)の申請給付については、児童手当特例 給付の支給対象の場合は、申請不要で、①の児童手当支給口座へ3月中旬頃の振込を予 定しています。ただ、公務員等本市で支給を受けていない場合は申請が必要です。②の高校生や③の出生児の場合は、申請が必要で、2月上旬から申請受付を開始し、可能な限り速やかに支給します。申請期限は令和4年4月28日とします。3番の補助金等は、新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します。次のページをお願いします。4番の補正予算額は、歳入は国庫支出金、児童福祉対策費新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2、075万4、000千円です。歳出につきましては、需用費から委託料までの事務費につきまして合計94万3、000円、18節補助金では、事業費として1億5、000万円、合計1億5、994万3、000円です。なお、本事業については、申請が必要な方の申請期限を令和4年4月28日に設定しており、支給事務が令和4年度までかかることになるため、事業費の一部を繰り越して執行する必要があり、繰越明許費を設定するものでございます。説明は以上でございます。〇下村委員長ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。

- ○下村委員長 これだけ、一つ私から。最近の新聞報道で、新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金ではなく、国のお金を使っていいですよというふうに、支援金 ではないけど別に来るっていうような報道されてなかったですか。これじゃなくて、こ れを活用しなくてもいいという。
- ○**菊田こども政策課長** 特例給付対象で支給外となった場合につきましては、この国の 創生交付金を使ってよいという、これは1月11日にそのように国からの通知で来てい るもので、そのように対応しました。
- ○下村委員長 失礼。2,3日前の新聞報道で国の何かありませんでしたかね。
- ○菊田こども政策課長 2,3日前の報道で離婚の場合のケースについてあったかと思うのですけれども、岸田首相が基準日以降、基準日イコール9月の児童手当受給の場合ということですけれども、それ以降に離婚をした場合で、ただ子供の面倒は配偶者の見ていると。そういうケースの場合、10万円の給付を受けられないと。そういう場合に、対応を国の方で定めるということで、通知はまだ国から、多分国で検討中だと思うのですけれども、まだ確認はできておりません。これは、そのうち通知が来ると思いますので、通知を確認した上での対応ということで考えております。
- ○下村委員長 ありがとうございます。今の離婚した方という話は、10万円を先にいただいても、昨年の9月以降ですか離婚されて、そうすると今度また支給すると重複しても構いませんよという報道になっていたかと思うのです。我々の委員会でも、審査するものが同じような表現が多くて、整理してもらいたいなと思うくらい、箇条書きで。そんなふうに思う時もあります。私からはそんなことでした、ありがとうございました。それでは、専決処分の報告関係に移ります。令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業、子育て世帯に対する臨時特別給付金追加分の補正予算第12回の専決処分について執行部より御説明願います。
- ○**菊田こども政策課長** 資料⑤をお願いいたします。令和3年度子育て世帯等臨時特別 支援事業,子育て世帯に対する臨時特別給付金追加分の専決処分についてでございます。

1番の専決補正理由でございますが、子育て世帯に対する臨時特別給付金につきまして は、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対 策」に基づく子育て世帯支援策としてのゼロ歳から高校3年生等までの子どもに対し, 一人当たり10万円相当の給付を所得制限を設けた上で実施するものですが、先行分で ある5万円の給付を12月8日に補正予算の議決をいただき準備を進めていたところ, 国の方針の変更があったため、残りの5万円も合わせて、現金10万円年内から一括支 給することとし、12月20日に国予算が成立し、迅速に給付できる体制を整える必要 があったことから、地方自治法第179条第1項に基づく専決処分を行ったものです。 2番の事業概要ですが、給付対象者はゼロ歳から高校生までの児童を養育する保護者等 で、児童手当の所得制限の範囲内にある方です。(2)の申請不要な方への対応につきま しては、12月23日に児童一人につき一括10万円を支給済です。12月14日に5 万円支給の通知を送付しましたが、改めて10万円を一括支給することの通知を12月 22日に送付しております。(3)の申請必要な方への対応は、令和4年1月4日に、申 請書等を郵送し、また、同日から申請受付を開始して、申請書を受領、審査後に1月2 1日から児童一人につき一括10万円を随時支給しています。補助率は国10分の10 です。3番の専決処分日は、令和3年12月20日です。次のページをお願いします。 4番の補正予算額につきまして、歳入で国補助金10億5,077万3,000円、歳 出では事務費77万3,000円,事業費で10億5,000万円,合計10億5,07 7万3,000円でございます。なお、12月23日に世帯数が8,587世帯、児童数 で1万5、168人に支給をしております。そのあと、講座エラーなどの処理が20世 帯ほどありましたが、申請不要な方の支給はほぼ終わっております。現在、申請が必要 な方の支給、申請を受けて日々処理をいたしまして、第1回目の支給が令和4年1月2 1日でございましたが、3、050世帯に申請書を送付して、そのうち申請書が届いて いるのが、令和4年1月25日現在で約2、000件届いていて、65パーセントが提 出されております。そのうち、327世帯分を、1月21日に振込をしております。次 が2週間後で、2月4日になるのですけれども、ここでは1、007世帯分を振り込む 予定でおります。その2月4日時点で全体の処理件数としては、43パーセント程度の 振込となる予定でございます。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん御質問等ありますか。

○田子委員 最初は5万円が入るというお話だったので、一括10万円が支給されましたというふうに、教育現場に精通している方にお話しましたら、素晴らしいと。土浦市 凄く頑張っているねとお褒めの言葉をいただきましたので、私が代わりにお伝えをいた します。

○鈴木委員 ここのところ,給付の関係で10億,20億単位での専決処分が多いなという印象は受けています。昔,私は一般質問で,前の市長さんの時に専決処分の金額,一体上限はいくらなんだというような質問を一般質問でやった時があるのだけれども,その時も専決処分に対する金額の上限はないという答えだったのを記憶しています。ただ,前と違うのは専決をやった後に速やかに臨時会を開いていただいて,その報告があ

るという中での専決処分だからいいんだけど、本来は10億,20億単位のやつを専決が多いというのは、本来はあまり良くないことであると私は思うのですよ。ただ、早めに支給をしてあげなくてはならないということで、私たち議員も理解をして専決を認めている状況が続いています。だから、執行部の皆さんもちゅうちょせずに、どんどん専決を、本当に急に迫られる場合は専決をすべきだと思います。ただ、速やかにそのあと臨時議会を開いて、それに対する報告を怠らないようにも併せてお願いをしておきます。以上です。答えはいいです。

○下村委員長 国からのプッシュ型の事業ですから、支給しなさいということについては、当然皆さん執行部側はやらなくてはいけないというふうに感じます。ほかに、委員会とか議会の報告については、やはり鈴木委員のおっしゃたような話のように速やかに我々の方にも報告、あるいは何かをしていただきたいというふうには感じております。ただ、皆さんプッシュ型のものについては、本当に大変なので、またここに来て沢山あんですね。それの施行の仕方は、皆さんしていく上で、事務作業から何からというと相当な作業量が増大してきているわけですから、頑張っていただきたいというのもお願いしたいところでございます。それと、速やかに執行をするためのことについても工夫をしていただきたいというふうに思います。私は意見だけすみません。よろしくお願いします。

○菊田こども政策課長 先ほど説明で漏れてしまった点があるので、補足をさせていただきたいと思います。資料②の子育て支援施設利用促進事業、子育て支援施設見学ツアーの代わりに施設の動画を撮影して、施設を紹介して見ていただくというものでございますけれども、これにつきまして繰越しのことでございます。施設の選定や事業者との調整に時間が必要で、また、新型コロナ関係で施設の閉館の可能性も考えられるということで、これらを見越して全額を繰越しをするということで考えておりまして、繰越明許費を設定させていただくことを考えていますので、よろしくお願いいたします。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 なければ、以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執 行部からありますか。

(「執行部からは特にございません」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 なければ、私から一つ。先ほど、抗原検査キットだとか消毒液だとかというところで、期限の問題もありましたけれども、在庫が昨年、塚本部長からの話ですと、消毒液なんか沢山在庫がありましたと。今年は、そういったことがなくて使用されているということですけれども、全庁的に調整することという話が鈴木委員からありましたので、その辺はきちっとしていただきたいなということ。あと窓口業務、教育委員会よりは保健福祉部とこども未来部、こちら窓口業務が相当あると思うのですね。そういった中で職員のウイルス感染というところに、コロナウイルス感染となった時にはど

うするんだというようなことについても、多分執行部の方で公共にされていると思いますけれども、応援をどこからいただくとか、そういったことの確認をしていただきたいなというところでございます。もし、窓口業務からクラスターが発生しますと、市の業務が遂行できないということになってしまって大変なことになりますので、注意というよりは、良くその辺をしっかりと確認をしながら、日々確認していただきながら業務活動を行っていただきたいというところをお願いいたします。私からは以上です。ほかになければ、以上で文教厚生委員会を閉会します。